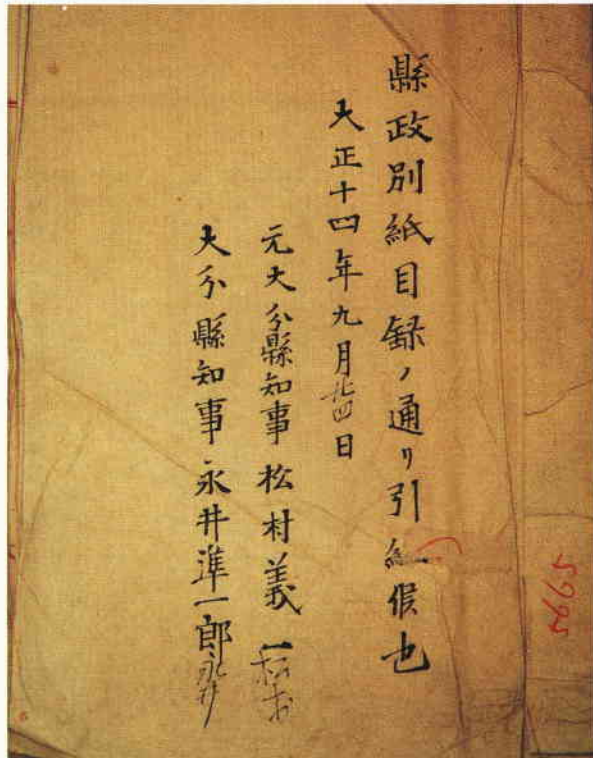


公文書館だより



大正末期の県都大分と泉都別府

大正十四年（一九二五）九月、第二十二代の大分県知事に就任した永井準一郎は、前知事の松村義一から県政の引き継ぎを受けました。その際、地方課を筆頭とする十二の課が、それぞれ新知事へ引き継ぐべき担当業務を記しています。この県政引き継ぎにかかわる重要事項は、「県政別紙引継目録（大正十四年九月）」という簿冊にまとめられています（写真参照）。

そのうち、土木課が提出した引継事項の中に、当時の大分市と別府市の都市生活の一面をかいま見ることのできる興味深い記述があります。大正十四年の時点で、県庁所在地の大分市には近代的な水道施設がありませんでした。明治四十四年（一九一一）四月から市制が敷かれていた大分市では市内の水質が悪く、伝染病が多発するという事情から、公衆衛生の改善を目的とする水道の布設が緊急の課題でした。

他方、隣接する別府町では、すでに大正六年（一九一七）に、浄水処理設備を持つ県下最初の近代的な水道施設というべき朝見浄水場が竣工されていました。それから七年後の大正十三年（一九二四）四月に別府町は別府市へと昇格し、同十四年の時点では別府市域の発展・拡張にともなって、その水道施設（朝見浄水場）も増設の必要に迫られていたのです。豊富な温泉を持ち、多くの湯治客でにぎわっていた別府では、早くから都市生活基盤の整備が推し進められていたことがわかります。

このように、大正時代末期の「県都」大分と「泉都」別府は、近代的な水道設備の面で対照的な状況にありました。大分市が水道施設の布設を計画していた時、別府市は浄水場のさらなる拡張を計画していたのです。県都にさががけて行われた都市環境の整備こそ、後にこの泉都がわが国屈指の観光都市へと発展していく重要な前提になったと思われる。

公文書館と私

地域社会と文書館

高野 修



今回は大分県公文書館が主催した第一回公文書等歴史資料保存管理講習会（平成八年三月五日）での、藤沢市文書館長（当時）の高野修先生の御講演の内容を要約・掲載する。

公文書は重要な歴史資料

われわれが目にする現代の情報記録は、次の時代には人類共有の文化遺産や情報資源になっていく。そのうち、官公庁で取り扱う公文書は行政事務を遂行するために作成・受領されるものである。したがって、公文書は行政上の証拠書類であるとともに、それぞれの時代の行政のあり方と変遷を知ることのできる重要な歴史資料（記録遺産）である。そして、文書館（公文書館、以下同様）が保管する公文書（行政文書）には



二つの価値がある。第一は、政策立案のための基本資料、事務上の参考資料や証拠書類として利用される場合。それによって行政の長期的な総合性・一貫性を確保し、効果的な行政運営を図るといふ、行政上の価値である。第二は、行政活動の実態を示す重要な証拠、つまり各時代の行政（政治）のあり方や社会経済情勢を反映する歴史資料として利用される場合。これは言わば、公文書の持つ歴史的・文化的な価値である。

公文書の「保存と利用」

この公文書（行政文書）には業務上の利用価値が消滅し、かわりに史料としての歴史的価値が生じてくる段階がある。そのような行政上の利用を離れた段階にある文書を受け入れ、保存・管理する機関として文書館は位置づけられなければならない。

文書館とは、特定の組織ないし個人が作成し、また受け取った文書や諸種の記録を、当面の業務にとつて不用になった後も歴史的・文化的遺産として、あるいは行政上の参考資料や権利の裏付けとして保存する機関である。その上で、これらの文書や諸種の記録を整理して平等利用に供する機関でもある。具体的に言えば、公文書や記録類の中から、歴史的・文化的な価値が高いと認められるものを収集保存し、一般国民への公開を含め、上記の作業に関連する調査研究を行う。

公文書館は地域の「記憶装置」

それならば、公文書を保存・管理する文書館は地域社会の中で、どのような役割を果たすのであろうか。地域社会において文書館は学術文化的な機能、および行政経営上の機能を持つ。この二つの機能のうち、前者は既述の公文書の持つ歴史的・文化的な価値、後者は公文書の持つ行政上の価値に、それぞれ照応する。それゆえに、文書館は「地域の行政においてまさに心臓」なのであり、また文化的側面において「地域住民の共同記憶の源泉」なのである。したがって、文書館は地域社会の総合的な研究を行う機関として位置づけられなければならない。

高野先生の主張の力点は、まず第一に古文書・公文書を収集保存する文書館を、地域の学術文化および行政の発展に寄与すべき文化施設として位置づけられたことである。その上で、文書館に収蔵されるべき文書資料が制度的に選択・保存される、というような文書管理システムの創出の必要性を説かれたことにある。この他、講演では公文書館法制定の経緯、さらに文書館専門職員（アーキビスト）の設置の必要性などについても言及があった。

（注）高野先生は地域に根ざした文書館の設立・運営に尽力され、昭和六十二年の公文書館法制定にあたっても指導的な役割を果たされた。また、宗教史の分野においても造詣が深い。主要著書として『地域文書館論』（遊行・藤沢歴代人史（共著））があり、現在は学習院大学で教鞭をとられている。

公文書館利用状況（H8.4.1～H9.3.31）

開館日数	232日
閲覧室利用者（一般） （一日平均）	3,058人 13人
複写依頼	2,030枚
利用相談	70件
職員の公務利用	251件

小 論

明治期大分県の風水害と伝染病

死傷・行方不明約三八〇人

明治時代に大分県を襲った台風のうち、県下に記録的な被害をもたらしたのは、明治二十六年（一八九三）十月十三日から十四日にかけて発生した風水害である。『大分県水害誌（明治二十六年十月十四日）』という史料によると、この台風は江戸時代の寛永年間（一六二四〜四三）の「大災」に遭遇して以来、数百年ぶりの惨状をもたらした、と記されている。大分川・大野川・番匠川・山国川などの県内の主要河川はすべて決壊し、暴風や波浪などの「天災地妖」がいつせいに発生した。この年は春に雨不足、夏に蝗の大量発生があり、初秋のわずかな降雨によって稲穂も少しずつ生気をとりもどし始めていたという。県民もようやく安心して収穫を待ち望んでいたところに、上記の記録的な風水害に見舞われたのである。

具体的には十月に入って小雨の降る曇りの日が数日ほど続いた後、十三日から十四日にかけて「烈風」と「豪雨」による河川の増水や氾濫が見られた。この洪水のために県内の橋梁や道路はほとんど流失し、田園も水につかり、波浪のために堤防などの港湾施設もおおむね破壊された。この時の全県下の死傷者・行方不明は約三百八十人、全半壊や破損・流失などの損害を受けた家屋（住居）は約三

千四百戸にのぼる。

災害の記録化が始まる

大分県下に未曾有の被害をもたらした明治二十六年十月台風は、県当局が台風災害の記録化作業を進めていく上での契機となった。大分県は明治二十九年（一八九六）から同四十一年（一九〇八）にかけて、県下を襲った比較的大規模な「暴雨」「暴風雨」「出水」などの被害にかかわる詳細なデータを集めている。その作業の成果は『災害一件（明治二十九〜四十一年）』という簿冊にまとめられた。この簿冊は、明治時代の大分県の災害史を調べる上で基本的な史料となっている。

一般的に言って、台風などがもたらす被害の軽重は、台風それ自体の規模だけでなく、防災措置の行われ方によっても規定されたと思われる。現代に比べて護岸工事や河道整備が充分ではなく、台風襲来の伝達・通信網も整っていない。明治時代においては、台風の被害規模も必然的に大きくなったであろう。また、現代に比べて衛生環境が不備であったこの時代には、長雨や台風によってひどく河川が氾濫し、宅地や耕地に浸水した汚水は、しばしば病原菌の感染源となった。こうした状況について『大分県水害誌』は「洪水ノ害」が「追々ニ伝染病ノ

流行等」を招く、と述べている。つまり、洪水は山野田畑の「不潔物」や溝渠（下水溝や排水路など）の「汚穢物」を、広い範囲にわたってまき散らすために、水が「毒水」となってチフスや赤痢などの伝染病が流行する、と説明している。

緊急対策は伝染病予防

同じように『災害一件』の中にも、明治三十八年（一九〇五）八月十六日の「暴雨被害」にかかわり、伝染病への対策を示す文書が綴り込まれている。この台風は日出町、別府町、大分町などに大

きな被害をもたらしたが、その際、速見郡役所は別府町にあてて「水害ニ対スル措置」を示した。その水害対策には、被害地の視察や罹災者の救済などの項目とともに、飲料水の確保、水道の復旧、衛生の励行などの項目が設けられている（表参照）。この時、速見郡長が別府町長にあてた文書は、隣接する大分町や日出町に赤痢病患者が発生しているので、別府町も赤痢病の予防に「遺憾ナキヲ期セラル」よう訓示している。このように、現代と比べて衛生環境が整っていない明治時代には、風水害がもたらす人身・土木関係の一次的な災害が、ただちに伝染病の蔓延という二次的な災害に結びつく危険性を常に持っていたと言える。そのうち、前者の土木関係の損害は災害復興費の捻出という形で国家の行財政の圧迫を招き、また後者の伝染病患者の多発は風水害の死傷者を含め、納税者数の減少という形で国勢を弱めることにつながりかねない。したがって、現代の行政府に要請される「危機管理」の充実という行政上の課題は、明治政府の民生政策にとっても極めて切実な政治課題であったと考えられる。

暴雨水害への災害対策
（速見郡長が別府町長あてに訓示）

対策項目	被害対策の内容
被害の調査	土地、農作物、動産などの被害の把握
善後策の実施	① 町会議員による被害地の視察 ② 公共資本（道路・堤防など）の復旧設計 ③ 罹災者の救済（見舞金の供出、免税など）
飲料水の確保	町による「良水」（清潔な飲料水か）の運搬供給
水道の復旧	① 復旧工事の実施 ② 復旧工事費用の確保 （i）水道事業を個人経営から町営に移管 （ii）緊急的必要性の範囲内で個人経営を容認
衛生の励行	浸水家屋に対する「清潔法」（清掃など）を指導
事後策の考案	今後の災害に対する予防策の策定

◆本表は明治38年8月16日の別府町水害の事後措置を表す。
◆史料の出典は『災害一件（明治29〜41年）』による。

（荒川良治）

企画展と講習会

大分県公文書館第二回企画展「明治期大分県の風水害」を、平成八年八月十三日から九月八日までの約四週間にわたり、大分県立先哲史料館一階展示室において開催しました。この企画展では、明治時代に大分県が受けた台風などの災害を取り上げ、その被害の統計データや県が示した被害地への対応策などにかかわる史料を展示し、この時代の台風災害の



持つ特徴などについて紹介しました。定期的にも私達の生活にとって身近な台風というテーマを選びましたが、展示の方法としても、図表や絵画資料を取り入れ、できるだけやさしい表現、読みやすい文章で説明文のパネルを作成するよう心がけました。

とくに土曜日・日曜日には家族連れの方々が多く訪れ、来館者の年齢も、小学生から老人クラブの方々までの幅広い世代にわたり、期間中、四千八十人という予想以上の見学者を数えました。

また平成九年一月三十一日、県立図書館の研修室において県の文書担当職員等を対象として、平成八年度公文書等歴史資料保存管理講習会を実施しました。この講習会では、茨城県立歴史館首席研究員の高橋実先生をお招きし、「公文書館の世界」という演題で講演をいただきました。

利用案内

開館時間

火曜日～土曜日 九時～一七時

休館日

日曜日、月曜日、国民の祝日、
年末年始(十二月二十八日～一月四日)
特別整理期間(年二回、各一〇日以内)



交通機関

バス路線

大分交通/JR大分駅から県立図書館の研修室において県の文書担当職員等を対象として、平成八年度公文書等歴史資料保存管理講習会を実施しました。この講習会では、茨城県立歴史館首席研究員の高橋実先生をお招きし、「公文書館の世界」という演題で講演をいただきました。

バス停 県立図書館前

JR利用

大分駅から徒歩二五分
西大分駅から徒歩一五分

編集後記

公文書館は、平成七年二月に開館して三回目の春を迎えた。開館以来の閲覧室の利用者(九年三月末)は、約六千八百人、月平均二百八十人程度となっている。

閲覧室の利用者数は、全体として増加の傾向にあり、特に昨年の九月以降、各月とも前年を上回る数となった。これは、公文書館が県民の間に徐々に知られてきたことや、地方史・郷土史に興味を持つ人々、大学・高校関係の研究者等の利用が増加してきたことによるものと思われる。

当館としても、昨年の第一回講習会で提唱されたように行政の「心臓」、地域の「記憶装置」としての役割を果たし、また、二百年の歴史を持つフランスの公文書館のように「人類のための明日の財産」という位置づけに、少しでも近づける努力を払わなければならない。

そのためには、三回目の新年度を迎え、公文書館における公文書、行政資料の収集・保存の充実は無縁であるが、広報活動などによって公文書館の重要性を多くの方々に理解してもらうことが必要であり、これまで以上の多くの方々に利用してもらうことも大切と言える。

編集・発行

大分県公文書館

〒八七〇 大分市大字駄原五八七―一
TEL 〇九七五―四六一八八四〇
FAX 〇九七五―四六一八八四九